

第3回山梨県公益認定等審議会 会議録

(平成20年10月17日掲載)

- 1 日時 平成20年9月12日(金) 午後3時から午後5時25分まで
- 2 場所 県民会館303会議室
- 3 出席者(敬称略)
(委員) 勝俣高明、岸本千恵、窪田道也、實川和子、早川正秋 (五十音順)
(事務局) 私学文書課 高木課長、大堀総括課長補佐、法制・訟務担当(6人)
- 4 傍聴者等の数 9人
- 5 会議次第
 - (1)あいさつ
 - (2)議事
公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)
移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(案)
公益性の判断について
 - (3)その他
公益社団法人・公益財団法人の指導監督について
今後の審議会開催予定
- 6 会議に付した事案の案件(又は議題)
 - (1)公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)【公開】
 - (2)移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(案)【公開】
 - (3)公益性の判断について【公開】
- 7 議事の概要
開会
 - (1)あいさつ 私学文書課長

- 山梨県公益認定等審議会条例第12条で定める開催要件を満たしていること及び第2回公益認定等審議会の議事録を平成20年7月15日にホームページに掲載したことについて、事務局から報告がなされた。 -
 - (2)議事
(委員長) 最初に、本日の審議会も公開で行い、議事録を後日公開させていただくことでよろしいでしょうか。
前回の審議会では新公益法人制度の概要、公益認定等ガイドライン及び公益法人会計基準について事務局から説明がありました。
公益認定等ガイドラインについては、一部追加が行われる見込みですので、変更点について事務局から説明をお願いします。まず、資料1-1[認定関係]についてお願いします

- 「公益認定等ガイドラインの追加について（案）[認定関係]」について事務局から説明 -

（委員長） ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。

（委員） 認定法第5条第2号関係の技術的能力の具体例はどのようなものがあるのでしょうか。

（事務局） 具体例としては、検査検定を行う業務があります。ガイドラインの参考にありますチェックポイントの「検査業務」を行う場合には、当該検査業務が不特定多数の者の利益の増進に寄与すること
検査の基準が明確にされていること
検査の機会が一般に開かれていること
検査の人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していること
が必要になります。

（委員長） 次に資料1 - 2 [認可関係] についてお願いします。

- 「公益認定等ガイドラインの追加について（案）[認可関係]」について事務局から説明 -

（委員長） ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。

（委員） 3. 公益目的財産額の確定についてですが、不動産鑑定士以外の公益目的保有財産額の確認はあるのでしょうか。

（事務局） 不動産鑑定士以外の確認もあります。

（委員） 不動産鑑定士が評価し、評価額が変動した場合には、公益目的支出計画の期間が変わることもあり得るのでしょうか。

（事務局） 公益目的支出計画の実施期間を調整することになります。

（委員） 移行期間の具体的な長さには、上限があるのかどうか。極端に言えば10年ということもあるのでしょうか。

（事務局） 上限の定めはありません。移行する法人の財務内容と実施する事業によって期間が決まります。認可に当たっては公益目的支出計画が適正で、かつ確実であることが要件となり、適正かつ確実であることを審議していただくこととなります。

(委員) 資料1の8Pから9Pの事業費と管理費の区分についてですが、配賦しにくい管理費があると思うのですが、どのように配賦することになるのでしょうか。

(事務局) 「会計基準の運用指針」では、「共通」の欄が設けられていますが、各事業への配賦が困難な費用は「共通」の会計区分に表示することになります。

(委員長) 続きまして、前回の審議会及びただ今事務局から説明のありました「公益認定等ガイドライン」は、内閣府が公益認定を行う際に使用する基準となっています。当審議会が公益認定を行う際にも、審査基準を定めておく必要があります。内閣府の「公益認定等ガイドライン」の位置付け及び性格並びに他の都道府県の状況について事務局から説明をお願いします。

- 「公益認定等ガイドライン」の位置付け及び性格並びに他の都道府県の状況について事務局から説明 -

(委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。

(委員) 東京都、神奈川県は独自の法解釈基準を設けたということなのでしょうか。

(事務局) 東京都が公表した資料によりますと、全く独自の法解釈基準というのではなく、内閣府のガイドラインを基本にしながら、さらに東京都独自の判断基準を作成したとなっています。

従いまして、東京都が公益性の判断を行う場合には、内閣府のガイドラインと東京都の作成した判断基準が使われることになるものと思われます。

(委員) 他に独自のガイドラインを作成するところはあるのでしょうか。

(事務局) 6月の時点では、国のガイドラインを修正・削除する予定の自治体が5自治体、検討中が4自治体となっておりましたが、今のところ独自の審査基準を作成する自治体として確認ができているのは東京都と神奈川県だけとなっています。

(委員) 東京都のガイドラインの具体的な内容はどのようなものなのでしょうか。

(事務局) 例えば、病院事業を行っている公益法人に対しては、医療法に基づく法人格を得ることが適当であるとしています。

このほか、公益事業の対象地域を区市町村区域以上であるとしています。この2点について言えば、内閣府の認定基準よりも厳しくなっていると思います。

(委員) 山梨県ではどのような取扱いをすることになるのでしょうか。

(事務局) 山梨県にも病院を経営している公益法人があります。

今後、このような公益法人から移行認定の申請があった場合、他の法律で法人格を取得するよう指導することは考えていません。

(委員) 東京都は所管する法人も多く、審議会が公益性の判断を行う際に明確な基準をさらに設ける必要があったのではないかとされます。

(事務局) 内閣府の作成した公益認定等ガイドラインを公益認定を行う際の全国共通の基準として使用するよう内閣府から度々要請が来ています。

自治事務であることから、自治体独自の基準を設けることは可能なのですが、公益認定を受けた場合には全国一律に国税の優遇措置を受けられることから、ガイドラインの取扱いは難しいものがあります。

山梨県の場合ですが、資産・事業規模が数十億円規模の法人は少なく、また移行申請のある法人は260法人程と見込まれます。

(委員長) 今までの事務局からの説明で、ガイドラインという文言は「指針」ではなく、「基準」として理解した方が分かりやすいと思います。

この審議会が、公益認定を行う際の「基準」とであると。

「基準」を定めたとしても、最終的には法律の解釈になり、我々、審議会の委員が公益性について判断することには変わりはないと思います。

内閣府の作成したガイドラインを今後追加される部分も含め、この審議会が公益認定を行う際の「基準」とすることでよろしいでしょうか。

- 各委員了承 -

(委員長) 次に、移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(案)の事務局からの説明をお願いします。

- 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(案)「基本的考え方(作成の趣旨)」について事務局より説明 -

(委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。

(委員) 定款の(案)が公表されたという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 参考資料2はまだ(案)の段階となっています。10月中には確定すると思われる。

ご説明しました、移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(案)「定款変更ガイドライン」は、審査基準ですが、参考資料2は移行申請を行う法人の利便のため

に作成されたものであり、審査基準とはなりません。

(委員) 参考資料2は、公益認定を受ける法人だけが利用できるのでしょうか。

(事務局) 移行認可を申請し、一般社団・財団法人に移行する法人にも利用できる内容となっています。

- 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(案)「各論1～5」について事務局より説明 -

(委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。

- 意見・質問なし -

- 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(案)「各論6」について事務局より説明 -

(委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。

(委員) 「中立的な立場にある者」とは具体的にどのような者をいうのでしょうか。

(事務局) 当該法人の役員や使用人である者や過去に法人の役員や使用人であった者は、中立的な立場にある者とはいえません。

(委員) 評議員が法律の趣旨に沿った人選であるかも審査することになるのでしょうか。

(事務局) 整備法施行規則第11条第3項第2号では、登記をする予定の評議員の指名、生年月日及び住所を記載した書類を提出することになっています。また、10号では行政庁が必要と認める書類を提出することになっています。従いまして、移行申請時には、単に法令に定款が適合しているかだけではなく、旧主務官庁が認可した選任方法に従って評議員を選任しているかを審査することになります。

さらに、評議員の選任は、公益財団法人の事業の適正な運営上重要なポイントとなるため、実際に選任された評議員の構成が法律の趣旨に反する場合には、監督の対象となります。

(委員) 評議員の選任方法の中で評議員の個人名が出てくるのであれば、法律の趣旨に沿った人選であるかは審査の対象とすべきだと考えられます。

(委員) 評議員選定委員というのは設置しなければならない機関でしょうか。

(事務局) 設置するかは任意となっています。

(委員) 参考資料2の44Pで、評議員会の議事録に評議員と理事が署名するとなっていますが、評議員会に理事が出席することはあるのでしょうか。

(事務局) 一般社団・財団法人法第190条で、「理事及び監事は、評議員会において、評議員から特段の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。」と規定されています。
従いまして、理事が評議員会に出席することはあります。

(委員) 収支相償には特定費用準備資金、資産取得資金が出てきます。公益目的事業財産との関係はどのようになっているのでしょうか。

(事務局) 特定費用準備資金は将来の事業を行うために、法人が積み立てる資金で資産取得資金は特定の財産の取得にあてるため法人が任意で積み立てる資金です。
公益目的事業財産は、法人が公益目的事業のために使用する財産をいい、公益目的事業財産が一番広い概念となります。
移行申請にあたっては、多くの財産・資金の概念が出てきますが、FAQの中にまとめたものがありますので、後日お配りします。

(委員) 定款変更のガイドラインについても、審査基準として決定することになるのでしょうか。

(事務局) 本日までご説明した内容は、内閣府でも(案)の段階であり、今後変更される可能性があります。
10月中旬までには内閣府でも決定すると思われるので、次回の審議会で変更点をご説明し、審議会の委員の先生方のご意見をお伺いした上で、審査基準として決定したいと考えています。

(委員長) 次に、公益性の判断について事務局より説明をお願いします。

- 公益性の判断についてFAQ - 1 ~ を事務局より説明 -

(委員) 申請時は公益事業として認められたものが、事業実施の段階で公益性が認められない場合にはどのような取扱いになるのでしょうか。

(事務局) この場合には、指導監督の対象となります。

(委員長) 以上で本日の議題を終了しますが、最後にその他として、移行認定後の公益社団・財団法人への指導監督について説明をお願いします。

現段階では、内閣府でも具体的な方針を示すのが12月以降という可能性
があるということですので、法律条項のみの説明を事務局より説明をお願い
します。

- 公益社団・財団法人に対する認定法の規定を事務局より説明 -

(委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。

- 意見・質問なし -

(委員長) 最後に、審議会の今後のスケジュールについてです。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 次回の審議会は、11月初旬から中旬を予定しています。
また、公益法人向けの説明会を9月30日、11月18日に行い、11月5
日に関東ブロックの公益法人担当者会議が長野県で開催されます。

(委員長) 以上で、本日予定された議題等がすべて終わった訳ですが、他に何かご意
見やご質問がございますか。

- 意見・質問なし -

(委員長) 以上で、本日の議事を終了します。

(事務局) 以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。
ありがとうございました。